

始良市加治木支所多目的ホール等の設置及び管理に関する条例制定の件

始良市加治木支所多目的ホール等の設置及び管理に関する条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日
始良市長 湯元 敏浩

始良市加治木支所多目的ホール等の設置及び管理に関する条例

（設置）

第 1 条 始良市民の教育、学術及び文化の発展並びに福祉の増進を図るため、始良市加治木支所庁舎内に多目的ホール、多目的室及び調理室（以下「多目的ホール等」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 多目的ホール等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
多目的ホール	始良市加治木町本町 253 番地
多目的室	
調理室	

（開館時間及び休館日）

第 3 条 多目的ホール等の開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 10 時までとする。

2 多目的ホール等の休館日は、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が多目的ホール等の管理運営上必要があると認めるときは、多目的ホール等の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日以外の日

に休館することができる。

（使用の許可等）

第 4 条 多目的ホール等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、多目的ホール等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

3 使用者は、市長の許可を受けないで使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若

しくは転貸してはならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設、設備、備品等を毀損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (5) その他管理上支障があると認められるとき。

（使用許可の取消し等）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は始良市庁舎管理規則（平成22年始良市規則第10号）第6条及び第7条の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の内容又は使用許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) その他市長が公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により、市長が使用許可の条件を変更し、又は使用を停止させ、若しくは使用許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わないものとする。

（使用料）

第6条 使用者は、多目的ホール等を使用しようとするときは、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することのできない理由により使用しないとき。
- (2) 前条第1項第4号の規定により許可を取り消したとき。
- (3) 使用開始前に許可の取消し又は変更を申し出た者について市長がこれを認めるとき。

（使用料の減免）

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（設備の変更禁止）

第8条 使用者は、多目的ホール等を改築、改造し、又は設備を付加してはならない。

（損害賠償の義務）

第9条 使用者が施設、設備、備品等を破損し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、市長が定める。

（指定管理者による管理）

第 10 条 多目的ホール等は、市長が管理する。ただし、市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に多目的ホール等に係る管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第 11 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の維持管理に関する業務
- (2) 第 4 条及び第 5 条に規定する使用の許可等に関する業務
- (3) 第 6 条及び第 7 条に規定する使用料等に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定により指定管理者が業務を行う場合の規定の適用については、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 指定管理者は、第 3 条第 3 項、第 4 条第 4 項、第 5 条第 1 項及び第 7 条の規定の適用については、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

（指定の期間）

第 12 条 第 10 条の規定により指定管理者に管理を行わせる期間は、5 年以内とする。

（利用料金）

第 13 条 第 6 条の規定にかかわらず、第 10 条の規定により多目的ホール等の管理を指定管理者に行わせる場合は、多目的ホール等の使用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

（個人情報の取扱い）

第 14 条 指定管理者又は指定管理者が行う業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項及び同法第 67 条の規定により、個人情報を適正に取り扱うとともに、その業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

（委任）

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、

次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条から第6条までに規定する使用許可申請に係る事務の実施に関し必要な
手続その他の行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表（第6条関係）

施設	区分			使用料
多 目 的 ホー ル	専用 使用	会議、催し等に使用する場合		660 円
		上記以外でアマチュアスポーツ等 に使用する場合	高 校 生 以 下 の児童生徒	110 円
			上 記 以 外 の 者	220 円
	照 明 施 設			220 円
	空 調 施 設			2,300 円
	移 動 式 ス テ ー ジ			200 円
	多 目 的 室、調理 室	専 用 使 用		
空 調 施 設			280 円	
放 送 機 器 一 式				1,100 円

備考

- 1 使用料は、1時間当たりを単位として計算する。
- 2 使用時間には、使用前の準備及び使用後の整理に要する時間を含むものとする。
- 3 使用時間が30分以内の場合は、上記使用料の2分の1の額、30分を超え1時間以内の場合は、上記使用料を徴収するものとする。時間延長の場合も同様とする。
- 4 多目的ホールの半面を使用するときの使用料（照明施設も含む。）は、上記使用料の2分の1の額を徴収する。
- 5 多目的ホールにおける空調施設は、全面を独占して使用する場合に限り、使用することができる。
- 6 市外居住者が使用する場合の使用料（照明施設及び空調施設を除く。）は、上記使用料に10割を加算した額とする。
- 7 使用者が入場料を徴収する場合の使用料（照明施設及び空調施設を除く。）は、上記使用料に5割を加算した額とする。